

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.389 2024/4/11

### 1 小林製薬が製造する紅麴に関するQ&Aについて

令和6年4月10日、消費者庁、厚生労働省、農林水産省農林水産省は、「小林製薬が製造する紅麴に関するQ&A」をホームページに掲載した。

皆様のご不安や疑問にお答えするため、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省の3省庁が連携してQ&Aを作成しました。原因究明などを踏まえて、本ページに随時情報を掲載してまいります。

現時点において、回収命令の対象は3製品※のみであり、これら3製品と同じ小林製薬の紅麴原材料を使用しているその他の製品については、食品衛生法第6条第2号に該当しないと判断されています。

本事案に関して不安の声に答えるため、事実関係を整理しました。今後も原因究明などを踏まえて、順次内容を充実させていきます。

※「紅麴コレステヘルプ（45粒 15日分、90粒 30日分、60粒 20日分）」、「ナイシヘルプ+コレステロール」、「ナットウキナーゼさらさら粒 GOLD」

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/240410.html>

紅麴を含む健康食品関係について(消費者庁)

[https://www.caa.go.jp/notice/other/caution\\_001#qa](https://www.caa.go.jp/notice/other/caution_001#qa)